

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	02	在宅福祉、在宅医療の推進

**目的**

心身の状況や療養の状態によって保健指導が必要と認められる方を対象に、心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図ります。

**対象・手段**

次のいずれかに該当し、療養上、保健指導が必要と認められる区民及びその家族等に対し、保健師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士による訪問指導を実施します。

虚弱高齢者 要介護高齢者の介護者  
 認知症予防の必要な高齢者 寝たきり・準寝たきり者等

**施策の方向**

在宅で療養している区民の方に対し、日常の生活の場に多職種の職員が直接訪問することで、家庭生活における食生活から自立支援、介護予防、介護者支援等、在宅生活の質の向上を図ります。

**基本計画(平成10～19年度)の目標達成状況**

指標名	A 基準値	B 目標値	C 達成値	D 達成状況
自立継続率(%)	(平成12年度) 89.6%	(平成19年度) ↗	(平成19年度) 94.6%	基準値より5%高くなりました。
施設整備数(床)	(平成10年度) 658床	(平成19年度) 1,133床	(平成19年度) 1,033床	目標値に100床及びませんでした。

指標名の定義： 日常生活において自立を継続できている者 / 調査回答者  
 区内特別養護老人ホーム・老人保健施設及び区外における建設助成特別養護老人ホーム

**成果指標**

指標名	定義	目標水準			備考
		平成19年度	年度に	の水準達成	
理学療法士、作業療法士による訪問リハビリテーション回数の増加	理学療法士等の訪問回数	(平成19年度) 153回	年度に	の水準達成	
栄養士による訪問栄養指導回数の増加	栄養士の訪問栄養指導回数	(平成19年度) 48回	年度に	の水準達成	
歯科衛生士による訪問歯科指導回数の増加	歯科衛生士の訪問歯科指導回数	(平成19年度) 12回	年度に	の水準達成	
施策の達成状況					
	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
施策成果指標	目標値1	回	153.00	153.00	
	実績1	回	128.00	79.00	92.00
	目標達成率1 = /	%	83.66	51.63	60.13
	目標値2	回	48.00	48.00	48.00
	実績2	回	24.00	20.00	19.00
	目標達成率2 = /	%	50.00	41.67	39.58
	目標値3	回	12.00	12.00	12.00
	実績3	回	5.00	2.00	2.00
	目標達成率3 = /	%	41.67	16.67	16.67

## 主な取組み

保健師・理学療法士等による訪問指導の実績  
 年間延べ回数(平成19年度):保健師訪問指導 202回(延べ人数225人)、理学療法士同行 92回(延べ人数161人)  
 訪問栄養指導 19回(延べ人数19人)、訪問口腔衛生指導 2回(延べ人数2人)

## 課題

平成18年度からの医療におけるリハビリテーションの算定日数が制限されたことで、退院後の地域リハビリテーションを必要とするニーズが大きくなっています。

今後は、要介護状態の進行を予防するためにも、訪問指導を必要とする方への事業の幅広い周知と地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化する必要があります。また、関係機関も含め、訪問介護に携わる専門職の技術向上への援助も課題です。

## 評価

総合評価	
<p>総合評価を「B」とした理由は、高齢者や在宅療養者等に対して、生活や状態に合った適切な個別指導がADLの向上や維持に繋がり、自立支援、介護予防、介護者支援等に効果があがったからです。</p> <p><b>サービスの負担と担い手</b>            訪問指導は老人保健法に定められた事業であり、サービスの対象者の置かれた状況から見て税負担で賄うもので、また、地域包括支援センター等関係機関との連携が必要なことから、行政が担うものです。</p> <p><b>適切な目標設定</b>            訪問指導は、要介護状態の予防や自立支援等を目的に実施しており、その効果を測るうえで、自立継続率の向上という目標設定は適切です。</p> <p><b>効果的・効率的な視点</b>            基本的に常勤の専門職が訪問指導を実施し、利用者の状態に応じて専門機関からの理学療法士等を臨時に雇い上げて対応しており、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。</p> <p><b>目的の達成度</b>            訪問指導を行うことで、利用者の9割以上がADLの向上又は維持されており、高齢者や在宅療養者等の自立維持に寄与できました。</p> <p>ADL：食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動</p>	B

## 今後の取組み・改革の方針

訪問指導は平成20年度から老人保健法から健康増進法に引き継がれました。このことにより、さらに幅広い年齢層の区民ニーズに応えるべく効率的な事業運営を目的に、訪問指導を必要とする方への事業の幅広い周知を行うとともに、地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化を図っていきます。また、訪問介護等に携わる専門的技術職の技術向上のための研修も行います。さらに、退院後のリハビリテーションをスムーズに導入するための具体的な方法や仕組みを検討します。

この施策は、新宿区総合計画の基本施策「 - 5 - 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進」に引き継いで取り組んでいきます。

## 施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
訪問指導の充実	B	28		